

川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市契約規則第14条の2の規定に基づき工事及び製造(物品の製造を除く。以下「工事等」という。)の請負契約に係る最低制限価格の設定について、必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 最低制限価格を設定する契約は、原則として、予定価格が3億円未満の工事等の請負契約とする。ただし、予定価格が100万円未満のものについては、最低制限価格を設定しないことができる。

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、次の方法により算出し、予定価格の10分の7から10分の8.5の範囲内で設定するものとする。

(1) 「直接工事費の額」、「共通仮設費の額」及び「現場管理費の額に5分の1を乗じて得た額」の合計額を設計金額の合計額で除した割合(以下「算出基礎割合」という。)を算出し、当該算出基礎割合に対し任意に若干の補正を行った後、予定価格に補正後の割合を乗じて得た額とする。

なお、算出基礎割合が10分の8.5を超える場合にあっては、当該算出基礎割合を10分の8.5とし、算出基礎割合が10分の7に満たない場合にあっては、当該算出基礎割合を10分の7とする。

(2) 工事等の性質上、前号の規定により難しいものについては、同号の規定にかかわらず、予定価格の10分の7から10分の8.5の範囲内で適宜設定するものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、財政局長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(最低制限価格設定に関する運用基準の廃止)

2 最低制限価格設定に関する運用基準(昭和56年12月1日施行)は、廃止する。

最低制限価格設定に係る運用指針

この運用指針は、川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱(以下「要綱」という。)に定める事項について、その運用を定めるものとする。

1 対象契約(要綱第2条関係)

- (1) 最低制限価格の設定は、原則として、予定価格(税込)が3億円未満の案件について設定するものとする。
- (2) 予定価格(税込)が100万円未満の案件は、原則として、最低制限価格を設定しないものとする。
- (3) 最低制限価格設定案件の当否については、一般競争入札案件は、契約課ホームページ「入札情報かわさき」(以下「入札情報かわさき」という。)の入札公表詳細において公表するものとし、指名競争入札案件は、指名通知書に記載するものとする。
- (4) 最低制限価格の設定額については、落札者決定後、入札情報かわさきの落札結果詳細において公表するものとする。

2 最低制限価格の算出方法(要綱第3条関係)

- (1) 鋼橋製作、鋼殻製作等の工場製作に係る経費が直接工事費等と別に積算計上されている場合は、材料費及び労務費並びに間接製作費中の間接労務費は直接工事費に相当する経費として取り扱い、工場管理費は現場管理費に相当する経費として取り扱う。
- (2) 下水プラント等の電気又は機械設備工事で積算計上されている機器費及び設計技術費は直接工事費に相当する経費として取り扱い、間接工事費中の据付間接費は現場管理費に相当する経費として取り扱う。
- (3) 下水プラント等の電気設備の補修等の工事で、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び据付間接費を直接工事費(工事原価)として一括計上している場合は、直接工事費(工事原価)及び機器費の合計額に基づき算出基礎割合を算出するものとする。
- (4) 下水プラント等の機械設備の補修等の工事で、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、設計技術費、据付間接費及び機器費を直接工事費(工事原価)として一括計上している場合は、直接工事費(工事原価)に基づき算出基礎割合を算出するものとする。
- (5) 防水、塗装、建具、解体等の工事で、現場管理費及び一般管理費を諸経費として一括計上している場合は、直接工事費及び共通仮設費の合計額に基づき算出基礎割合を算出するものとする。
- (6) 工事施工に伴う測量、地質調査等の業務委託料に係る経費が直接工事費等の工事価格と別に積算計上されている場合は、当該業務委託料を除いた設計金額(工事価格のみの設計金額)に係る直接工事費等の額に基づき算出基礎割合を算出するものとする。
- (7) 工事施工に伴うスクラップ等の売払い収入が工事価格とは別に積算計上されている場合は、工事価格から当該収入相当額を減額して算出基礎割合を算出するものとする。
- (8) 前各号によるほか、要綱第3条第1号の規定により難しいものについては、予定価格の10分の7から10分の8.5の範囲内で、工事内容等に応じ、適宜設定するものとする。

附 則

この運用指針は、平成18年4月1日から施行する。